

# 病院宣言

## 臨床における倫理方針

益田地域医療センター医師会病院では、臨床における倫理について以下の方針で医療サービスの提供を行うものとする。

- ・ 益田地域医療センター医師会病院の定める患者の権利に基づいて医療行為を行う。
- ・ 職員は医療従事者としての自己の良心に従い、患者にとって最善の行動をする。
- ・ 倫理的問題が考えられる場合には独断せず複数の職種にて検討する。
- ・ 複数の職種で検討しても結論が得られなければ倫理委員会に諮るものとする。
- ・ 倫理委員会で審議した事項は、益田市医師会の理事会にて方針を決定する。

倫理的問題には以下のような事項が考えられる。

1. 人権に関する問題
2. 終末期医療のあり方についての問題
3. 宗教に関する問題
4. 医療行為の妥当性の問題
5. 臨床研究に関する問題
6. その他

### 1. 人権に関する問題

- (1) 説明義務(がん告知、知る権利に関するインフォームドコンセントの徹底)
- (2) 守秘義務(個人情報管理規程、個人情報ポリシーに基づき個人情報の保護を厳密に行い、守秘義務手順にて対応する。)
- (3) 患者と医療従事者が協力して患者中心の医療を提供する。
- (4) 身体拘束の廃止(身体拘束廃止0への手引きに基づき対応する)

### 2. 終末期医療のあり方についての問題

- (1) 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に基づき患者の自己決定権を尊重(医療従事者と相互理解による患者の意思表示尊重)

(2) 終末期医療の看護と介護の対応は、できるだけ苦痛ない医療を提供する(緩和ケアチームによる)。

### 3. 宗教に関する問題

輸血を拒否される患者への対応は、「宗教上の理由による輸血拒否患者に対する無輸血治療のガイドライン」に基づいて対応する。

### 4. 医療行為の妥当性の問題

(1) 検査・治療方針の同意や選択は、セカンドオピニオンの導入やパートナーシップによる医療参加の導入等で相互理解した上で、EBM(根拠のある医療)に基づき、患者の病歴と診断から最も適切と思われる医療を提示し、患者の自己決定のもと、最善の医療を提供する。

(2) 新しい侵襲の高い治療・検査を行なう場合は、倫理委員会で審議の上方針を決定する。

(3) 臓器提供については「臓器提供に関する実施対応マニュアル」で対応し、臨床研究のための献体の提供については、「献体提供マニュアル」(島根大学医学部)に沿って行う。

(4) 患者にとって、可能な限り生活の質(QOL)を保つことのできる医療を提供する。

(5) 生殖医療については、倫理性、社会性を担保するため、日本産婦人科学会及び遺伝子関連学会による遺伝子学的検査に関するガイドラインを遵守する。

(6) 人工妊娠中絶については、母体保護法を遵守する。

(7) 生命倫理に関する法令、ガイドラインに従った医療を行なう。

### 5. 臨床研究に関する問題

(1) 医療の進歩に必要な研究を法令、国のガイドラインに従い適切に実施する。

(2) 治験に関しては、倫理委員会に諮って実施する。

(3) 臨床研究に関しては、倫理委員会に諮って実施する。

### 6. その他

倫理上問題があると考えられる事例の場合は、生命倫理に関する法令、ガイドライン、当院規程により検討し、倫理委員会で審議の上方針を決定する。(4-④より移動)

7. 本方針は、平成19年4月1日から実施するものとする。

平成24年1月1日一部改訂

平成30年4月1日一部改訂